

会 議 録

会議名(審議会等名)	第3回小金井市男女平等推進審議会(令和2年度第2回)	
事務局	企画財政部企画政策課男女共同参画室	
開催日時	令和2年7月10日(金) 午前9時30分から午前11時30分	
開催場所	市役所801会議室	
出席者	委員	佐藤百合子委員(会長)、倉持清美委員(副会長)、石田静子委員、 永並和子委員、唐家妙子委員、川原美紀委員、塩原真一委員、 牧野まや委員、松本千穂委員、吉田孝委員
	事務局	企画財政部長 天野 建司
		企画財政部男女共同参画担当課長 深草 智子
		企画政策課男女共同参画室主任 渡邊 拓樹
	コンサルタント会社研究員	
欠席者	—	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者	3名	
会議次第	別紙のとおり	
会議結果	別紙会議録のとおり	
提出資料	別紙のとおり	

第3回小金井市男女平等推進審議会（第9期）

令和2年7月10日（金）

1 開会

【佐藤会長】 お時間になりましたので、第3回男女平等推進審議会を始めたいと思います。

まず、会議に先立ち、会長から委員の皆さんへお願いをいたします。事務局から、記録作成上の必要から、発言の際はお名前を名のっていただき、御発言を始めていただくようお願いされていますので、御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、男女平等審議会の運営については、委員の皆様には事前に事務局よりお知らせしていますが、感染拡大防止策のため、座席の間隔を空け、マスクの着用、参加者の体調の把握や換気などの対応を行いながら開催いたします。また、途中で体調が悪くなった場合は、事務局へ申し出てください。委員の皆様並びに傍聴者の皆様にも御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本会議の定員は40名ですので、出席及び傍聴者を合わせて半分以下の20名となるため、傍聴者は5名といたします。欠席委員がいた場合、人数に応じて傍聴者数を調整しますが、全員出席ですので傍聴者は5名となります。

傍聴者の方にお知らせをいたします。傍聴席には傍聴者用意見用紙がありますので、御意見がある場合はこの用紙に御記入いただき、事務局へお渡しく下さい。いただいた御意見は会長判断により必要に応じて審議会の参考とさせていただきますが、御意見に対する質疑等はいりませんので御理解ください。

それでは、定足数の確認をいたします。男女平等基本条例第31条第2項では、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができることになっておりますが、今日は10名全員ですので、これで審議会は成立したと見なされます。

それでは、ちょっと部長から一言お願いできますか。よろしく申し上げます。

【事務局（天野）】 おはようございます。今、コロナ禍という状況の中で、皆さんにお越しいただきましてありがとうございます。今日はいろいろなことをご審議いただくんですけども、最初、会長がお話いただいたとおり、間隔をとったり体調確認等、いろいろな感染防止策を取りながら開催し審議していただきたいと思いますので、皆さん、お体のことも気をつけて、いろいろなご意見やご審議していただきたいと思います。よろしく御願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

本日の議題は大きく3点ございます。スケジュール確認をはじめ、4点となります。

(仮称)第6次男女共同参画行動計画について。それがア、計画策定にあたっての基本的な考え方について。これは前にお送りしておりました資料1と2です。それから、第2回男女平等推進審議会資料として、事務局より5月に送付し、委員から意見をいただいていますので、本日の会議で報告をし、その上、審議をいたします。イ、(仮称)第6次男女共同参画行動計画(骨子案)について、資料4です。ウ、市民懇談会・パブリックコメントについて、資料3です。市民懇談会の実施時期とパブリックコメントの実施時期など詰めていきます。そうしないとちょっと会場の都合上、間に合わないということです。

それから、(2)計画案検討スケジュールについて、資料5となります。これは前、お送りしてありました資料を御覧になっていただければ分かると思います。

第5次男女共同参画行動計画推進状況調査票(令和元年度実績)について、資料6です。昨年度実施した事業の目標に基づき計画の推進状況について審議し、提言書にまとめます。

(4)小金井市パートナーシップ宣誓制度(案)について、参考資料2です。令和2年6月16日から7月15日までの間、パブリックコメントを実施しています。参考資料が配付されています。1として陳情書、2、パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(案)に関する意見の募集。皆さんから特段の御意見がなければ、この順序で進行したいと思います。資料に不足などはございませんでしょうか。もしありましたらお申出ください。何かいっばいで申し訳ございません。よろしゅうございますか。

それでは、まず初めに事務局より説明をお願いいたします。

【事務局(深草)】 では、説明をさせていただきます。まず、第2回男女平等推進審議会の中止についてです。5月19日に審議会の開催を予定しておりました第2回男女平等推進審議会に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となり、御迷惑をおかけいたしました。当日、配付を予定していた資料に関しましては、郵便等にてお送りし、委員より御意見をいただきましたので、後ほど報告をさせていただきます。

続きまして、男女共同参画室の事業の実施状況についてです。こちらも第2回審議会資料として5月にお送りさせていただきましたが、現状では開催時期が未定なものも多いため、次回の8月の審議会での資料の提出を予定しております。なお、こがねいパレットに関しましては、第1回実行委員会を6月下旬に開催し、実施に向けて取り組んでいることを御報告させていただきます。また、「かたらい」に関しましては現在、インタビュー等を実施し、9月末の発行に向けて取り組んでいるところでございます。

小金井市議会の状況についてでございます。こちらは参考資料1を御覧ください。陳情として2月に小金井市議会議長宛てに提出されました「小金井市第6次男女共同参画行動

計画」に、多様な性を尊重する市の姿勢と、具体的な施策を明記することを求める陳情書についてです。こちらの陳情書につきましては、6月の第2回市議会定例会で採決をされました。

続きまして、パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）に対する意見募集についてです。こちらは参考資料2になります。先ほど会長より説明をしていただいておりますが、現在パブリックコメントを実施しております。期間は7月15日水曜日まで。あと1週間程度ですが、御意見をいただける方いらっしゃいましたら、ぜひ御意見をお寄せいただければと思います。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

2 議題

(1) (仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定について

ア 計画策定にあたっての基本的な考え方について

【佐藤会長】 それでは、まず議題1 (仮称)第6次男女共同参画行動計画（案）の策定についてという部分から始めたいと思います。

まず、資料1、2の説明と、第2回審議会資料について委員よりいただいた御意見について報告をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

【事務局（深草）】 まず初めに、既にお送りしております資料の訂正についてお願いいたします。

まず、資料1をお願いいたします。9ページの上から2行目の「資料B参照」と括弧が書かれておりますが、こちらは「資料2参照」に訂正をお願いいたします。

続きまして、資料4、骨子案についてです。こちらは6ページをお開きください。2の計画の位置づけ、3の計画の性格の部分につきまして、その中で第5次基本構想・後期基本計画と記載しております。正しくは前期基本計画でございますので、こちらは2の計画の位置づけ、また、計画の性格について訂正をお願いいたします。

同じページの2、計画の位置づけの黒丸2番目の2行目のところなのですが、本市の第5次小金井市基本構想、こちらは前期基本計画と訂正をお願いいたします。「小金井しあわせプランにおける施策の大綱の一つである」というふうに記載しておりますが、こちらの「施策の大綱の一つ」というところは、「大綱の」の3文字の削除をお願いいたします。

そして、その続きになります括弧内の「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」のところがございます。こちらに関しましては、現在、第4次基本構想の内容を記

載しております。こちらの内容なんですけれども、現在、次期計画案のパブリックコメントを実施している状況がございますので、参考までに現在までの第4次の内容を掲載しております。今後のこちらの基本構想のパブリックコメントの実施状況や検討状況などによりましては、変更となってまいりますので、またその際には変更したものを資料としてお出しさせていただきます。

続きまして、資料5の審議会のスケジュールについてでございます。こちらの第4回審議会の曜日についてですが、曜日が誤っておりまして、8月24日（水）のところを8月24日（月）に訂正をお願いいたします。

資料の訂正については以上となります。

そして、現在、第5次基本構想・前期基本計画案のパブリックコメントを7月10日、本日まで実施しております。参考までに本日、机上に資料の一部として、こちらを配付させていただきました。そして、こちらの市の基本構想・前期基本計画に関しましては、市の最上位計画として位置づけられております。所管の審議会などでの審議が行われ、計画案のパブリックコメントを現在、実施している状況です。ですが、現在の感染症拡大による社会の影響なども見据えながら、今後どのようにしていくのか検討される状況もあり得るような状況ということをお報告させていただきます。

それでは、資料1と2について御説明をさせていただきます。資料1、2につきましては、既に5月にお送りしているものと同様の内容のものを今回、資料として提出させていただいております。

まず初めに、資料1についてです。こちら策定のポイントというところで、2ページをお開きください。市ではこれまで男女共同参画行動計画と女性活躍推進計画並びにDV対策基本計画を一体的に策定し、第6次計画を今後どのような体系にしていくのかについて、最初に審議会での御審議をお願いしたいと考えております。

続きまして、資料の説明を続けます。3ページから6ページにかけては、現在の計画期間の中での国で施行された法律や法改正、また、東京都での計画などについて掲載しております。

7ページをお開きください。こちらに関しましては、男女共同参画に関するキーワードということで一覧にまとめております。そして、8ページに関しましては、現在、第5次の計画の体系を簡単に記載しております。

そして、9ページ、10ページが今回、御審議いただいております第6次計画案の体系案につきまして、変更についての提案内容となっております。

続きまして、資料2についてです。こちらは第5次、現在の計画と、第6次、今回御審

議いただきます計画との比較表になります。資料1の9ページ、10ページに説明については掲載をさせていただいております。

そして、第2回審議会資料としてお送りいたしました資料の意見について、委員からいただきました意見について御報告をさせていただきます。今回お送りいたしました第3回の審議会の資料では、資料1、資料2、資料3の内容になります。

まず初めに、資料1についての御意見についてです。資料1の8ページをお開きください。現行計画の施策体系の主要施策に男性の家庭での役割を追加してはどうかという御意見をいただきました。そして、続いて9ページです。こちらの主要課題3についてなんです。配偶者等からの暴力の防止と被害者支援となっております。こちらの「等」については恋人やパートナーなどは含まれるのかという御質問をいただいております。

続きまして、10ページの主要課題の入替えについてです。こちらはM字曲線解消の課題では、働く場における男女共同参画の推進が最重要課題と考えるため、入れ替えないほうがいいのではないかと思うという御意見をいただきました。先ほどの9ページの配偶者等の「等」についての御質問でございます。現在のDV防止法に関しましては、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を対象とした法律となっております。そして、現在策定しております第5次計画におきましては、DV対策基本計画を内包した計画となっております。そして、第5次の計画の中では、このDV基本計画の中にデートDVや相談なども含まれ、配偶者に限定していないような状況もございます。今後どのような形にしていくのかということに関しましては、審議会の委員の皆様の御意見を伺いながらということになってくると思いますが、現行の計画に関しましては、デートDVや相談なども含まれていることから、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者と限定していないというような状況もございます。

続いて、意見についての報告を続けさせていただきます。資料3をお開きください。市民懇談会の開催についてというところの資料でございます。こちらの市民懇談会の実施時期につきましては、10月、11月の時期、②の実施時期、パブリックコメントの少し前がよいのではないかという御意見をいただいております。理由といたしましては、素案などが示されていない状況であると、なかなか意見が出しづらい状況があるのではないかというふうな御意見をいただいております。また、最後になりますが、全体としての意見として男女共同参画については、「男女等」という表現もあるのではないかという御意見をいただいております。

報告に関しましては以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。まずは議題1のアですが、計画策定に当たっての基本的な考え方について審議をいたします。これは資料1と2ということになります。資料1の2ページ、計画の位置づけを御覧ください。男女共同参画計画、女性活躍推進計画、DV対策基本計画の3計画を、現在の計画と同様に一体的に策定することについて。それから、計画年度の期間については、令和3年度からの計画を予定しているので、今後何年間の計画とするかについて、皆さんからの御意見をお願いして、2つをまとめたいと思いますが、一応いろいろな御意見はいただきましたが、8ページに男性の家庭での役割を追加するというのは、どういうふうになっていますでしょうか。

【事務局（深草）】 こちらに関しましては、現在の第5次の計画の現状についてというところでございますので、資料として追加することは可能であると考えております。現在、第5次の計画に関しても入っておりますので、追加した資料ということで考えていただくことも可能で、第6次の計画に今後どのように生かしていくのかということにもなっていくかと思えます。

【佐藤会長】 じゃ、第6次にも入れることはできますね。

【事務局（深草）】 あとはどのような方法でとなると思えます。現在の第5次の計画の中での入れ方を見ますと、基本目標Ⅱの施策の方向の中に入っております。本日、第5次の計画をお持ちの方は31ページをお開きください。こちらに現在の第5次計画の体系が掲載されております。こちらの真ん中のあたりに基本目標Ⅱの主要課題2の中の（3）男性の家庭・地域活動への参画促進というふうな記載の方法をしております。そちらを今後の計画に位置づけていくかというところは、今後の審議や現在のこういった内容の事業の実施状況なども勘案しながら進めていくことになるかと考えております。

【佐藤会長】 資料2の説明が、基本理念の比較についても第5次、第6次、両方入っていますけど、第5次がⅡ「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」の2「家庭における男女共同参画の推進」の中の（3）「男性の家庭・地域活動への参画促進」となっておりますが、次期計画では「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」の中の1の（3）「男性の家庭・地域活動への参画促進」と書いておりますね。これが、こちらの「計画策定にあたって」の中にどう入るかですね。ということでございます。皆さん、御意見等をお願いいたします。

【川原委員】 いいですか。

【佐藤会長】 はい、どうぞ。

【川原委員】 今の男性の家庭・地域活動への参画促進というのは、例えば学校のPTAとか学童保育など、そういうような地域活動も含まれているのですか。

【事務局(深草)】 現在の事業内容につきましては、こちらの計画の56ページ、57ページをお開きください。お持ちでない方がいらっしゃるのので、読み上げさせていただきます。男性の家庭・地域活動への参画促進につきましては、施策①、②というふうに2つに分けております。その中で男性の家事・育児・介護への参画促進というふうに位置づけ、また、施策②として男性の地域活動への参画というふうになっております。

男性の地域活動への参画に関しましては、こちらは男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施、また、地域参加講座の開催というところで、主としてどのような形で男性の参画を進めていくか、そういった事業としてどのようなものに取り組むことができるのかということで計画を策定しております。ですので、PTAへの参加というところが主としてどのように取り組めるのかというところは、計画に載せていくことで実際に実施していく内容というのが、あまりイメージできるようなものがないんですけれども、こういった働きかけをして、男性の参画を進めていくというふうな考え方に現在の計画はなっております。

【川原委員】 結構PTAをやっていると、割と他市は会長さんは男性が多いけど、小金井市はすごく少ないとか、そういった声を聞いたり、子供会に関しては、ほぼ男性の参画とかがゼロに等しいという実情とかを今、体感していて、学童保育はもちろんちょっとお父さんの参加というのが結構多い分、学校とか子供会関係というのはオール女性みたいな文化があって、その辺もこれから変えていけたらいいのかなというふうに感じています。その辺がどこに含まれるのかなと思って。

【事務局(深草)】 そうですね。ボランティア活動的な部分の要素が強い内容に関して、自主的に参加を促すような働きかけということで、PTAであれば教育部門、また、子供会の関係に関してはやはり子供会を直接所管しているところがどのような働きかけができるのかというところは、またちょっと別の課題もあるかとは思っているので、今後、計画の中に直接的な事業ということではなかったとしても、こちらの計画ではそれぞれいろいろ課題なども言葉で表現している部分もございます。そういった中に盛り込んでいくことも可能なのではないかと考えます。

【川原委員】 ぜひお願いします。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

【唐家委員】 今、PTAだったりとか、子供会の活動に参加する男性の数が少ないということで、小学校を前提にされたお話だったと思うんですけど、保育園でも、保育園の

保護者同士の情報を交換するLINEグループとかがあるんですけど、そこにお父さんが含まれていないなということにすごく「あれ？」と思うところがあって、でも、送り迎えとかにはお父さんがすごく多かったですんですけど、具体的にどこに参加するか。講座に参加される方はもともと意識がすごい高くて、もっともっとやりたい、これから子供ももっと関わりたいと思っている方だと思うんですけど、急にこの小学校に入って、お父さんが参加するというより、妊娠したときから心の準備として両親学級に参加するとか、そういう段階を踏んで一緒にだんだんお父さんになる、一緒にだんだん地域に参加するみたいな、もっと前段の工夫だったりとか、授業があるとすごくいいなと、今お聞きしながら思いました。

そうすると、妊娠、産前産後のほうが市でやっている事業というのは数が多いと思うんです。そこにいかに男性を入れていくか、巻き込んでいくかという視点が、例えば周知物にもっと男性、お父さんも一緒に読んでねとか、お父さんも一緒に参加してねとか、相手を、お父さん向けみたいなことができるといいのかなと思いました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。要するに、生まれる前からお父さんも参加するような状況をつくるようなことにならないか。産前産後は結構多いですよね。子供と一緒に何とかしようという、その後ですね。やはり3歳ぐらいから父親参加というような事業がすごく少なくなってくるところでは言えますよね。それで、小学校の高学年、中学校になってくると、まして父親があまり参加しないというのが今まで多かったんですが、この頃はどうかでしょうか。

【永並委員】 いいですか。地区的なものもあるかもしれないんですけど、私の住んでいる地域では、かなり男性の方のいろいろな会に参加が多いんですね。特に健全育成なんかで年に何回か行事をやっていますので、お餅つきであるとか運動会とか、いろいろな行事をやっているんですけど、そのときの準備などで若い方から高齢で地域の自治会をやっている方たちも含めて、男性もかなり積極的に参加されていると思うんですね。学校によってはおやじの会であるとか、父親が中心になっていろいろな遊びのグループをつくったりとかやっていて、小金井はかなりやられているんじゃないかなと思います。

最近の傾向では中学校のPTAと授業参観ですね。私は去年の春だったか、行ってとても驚いたんですけど、1年生のクラスはたくさんのお父さんが参観していたんです。私はずっと民生委員をやっていて、学校の参観があるときは必ず行っているんですけど、これまではそれほどお父さんの姿は見かけなかったのととても驚きました。だから、それぐらいだんだん世代が若くなるにしたがって、お父さんが積極的に関わっているなと思いますし、いろいろな公園とか、保育園の送り迎えとか見ている、昔の私たちの年代から見

ると格段の違いがあるというふうに思っています。

【佐藤会長】 ありがとうございます。確かに年齢的な差はあると思いますので、川原委員から見ると、まだ足りないのではないかと思うかもしれませんが、我々のような年齢の者から見ると、かなり変わったなということは言えると思いますので、そういったところから計画の成果がだんだん現れてきているのではないかなという感じはしております。それでもまだ足りないとは思いますが、多分、地域によっても違うと思います。

【川原委員】 そうですね。おやじの会が今、一番ちゃんと活動しているのが多分、三小だけなんです。ほかはもうほぼ活動していなくて、やはり稚園とかに所属しているところは、割とお母さんが専業主婦の方が多くて、ほぼ役員全体がお母さんの世界という感じで、学童とかで夫婦で働いている世界というのは、お父さんも出てこざるを得なかったりという、だから、働いていない人がほとんど入っている子供会というのは、必然的に男性がいないという、そういう分けになっていたりするところはあるかもしれないですね。

【佐藤会長】 ただ、どうですか。PTAなんかは働いているお母さんとかお父さんが出やすく、夜に開くというところも多くなっているんじゃないですか。私の子どもが小学校の頃は30年以上前ですが、その頃は本当にお父さんたちも少なく、お母さんたちが中心に活動していて驚きましたが、今はそうでもないのではないですか。どうですか。

【川原委員】 うち全員女性ですね。開催も昼間だったりします。

【事務局(深草)】 よろしいでしょうか。少し個別計画の内容に踏み込んでいるかなと思うのですが。この後、事業なりもう少し内容も現状を踏まえて、そして、今後どのような計画にしていくかといった具体的なお話のところ、こういった議論も必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

【佐藤会長】 では、意見をちょっとお一人ずつ言っていただきましょうか。では、石田委員からお願いします。

【石田委員】 もう10年以上前の記憶なので、健康課でやっていたエンゼル教室とか、かるがも教室を支援していたときに、よく様子を見に行っていましたら、3か月から5か月の子がエンゼル教室で、6か月から6歳くらいまでの子がかかるがも教室だったと思うんですが、まれにお父さんが赤ちゃんを抱いてエンゼル教室に来てくれていたことがあって、私たちの時代と違ってうなって、そのエンゼル教室、かるがも教室が御夫婦の参加を呼びかけていけば、もっと子供の成長に対して男性が参加できるのではないかなという気がしました。今の意見を聞いて。

【佐藤会長】 そのほかには何か計画の策定に当たってありませんか。2ページのところに。

【石田委員】 2ページのところでは、今のところないです。

【佐藤会長】 それでは、永並委員、どうぞ。

【永並委員】 基本的なところで、基本目標Ⅱのワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざすという部分の、働く場における男女共同参画の1と2を入れ替えるという御提案がありましたね。

【佐藤会長】 一番最後ですね。

【永並委員】 そのときに、私は入れ替える必要はないという意見を出したんですけど、やはり女性は基本的にきちんとM字型というのが大分依然と比べると滑らかになってきていると思うんですけども、やはりきちんと働ける状況や経済的な裏づけがなければ、本当の意味で男女が対等にやっていく基盤というのは、その辺にあるのではないかなという思いはすごく強いですね。なので、基本目標Ⅱは、働く場における男女共同参画の推進というのが一番大事ではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【塩原委員】 男性の家庭・地域活動への参画促進ということは会長と同じで、私の世代からすると、うちの学校は3年連続男性が会長でした。広報委員長も3年連続男性が委員長ということで、昨日、保護者会を久々に開いたのですが、3年の保護者会115名在籍で、百二、三名参加されましたけど、15%くらいはお父さんでした。これが理想的かどうかは別ですけども、やはり昭和、平成に比べると圧倒的に増えたかなというふうには思うのですが、学校とともに世の中自体が働き方改革が新型コロナウイルス感染拡大に隠れていしまいましたので、テレワークのときはよかったかもしれませんが、今後どうなっていくかということと、感染症と別に、働き方改革が進行していかないと非常に厳しいかなというところではありますが、全体とすればいい方向には向かっていると思います。

以上です。

【佐藤会長】 そうすると、この計画の位置づけの中にあります男女共同参画計画とか、それについては何か御意見ございますか。

【塩原委員】 今のところはございません。

【佐藤会長】 はい。

【松本委員】 形式的なことの意見になってしまうかもしれないんですが、この資料2の今の男性の家庭・地域活動への参画促進というところを、例えば育児支援の次に入れて、(1)を育児支援で、今(2)が介護になっているんですが、この(2)と(3)を例えば順番を変えることで、より時系列にもなりますし、より男性の家庭における男女共同参

画というのを印象づけやすいのではないかと感じました。大きな変更になってしまうので、すぐにとということにはならないかもしれないですけど、3番目に、最後に来るよりは、少し上のほうで主張していく、意識づけをしていくというのがいいのかなと感じました。

【佐藤会長】 それだけですか。

【松本委員】 あと、今、皆さんもおっしゃっていたように、私たち世代とか、40、50代世代や上の世代になってくると、まだまだ意識が低いのかなと思うのですが、やはり30代、20代になるとかなり変わってきているので、例えば料理男子と呼ばれているように、料理の話題だと女性とも話がしやすいといった話も出てきたりしているので、今こういう時代ですよということを逆に上の世代にも伝えていけるようにすると、広がっていくのかなというふうに思っています。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【吉田委員】 今、新型コロナウイルス感染拡大がクローズアップされています。塩原委員が言われたように、働き方の改革も近年、クローズアップされていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の問題において家庭内のいわゆる男性がホームワークといいましょうか、そういう視点から、かなり新しい、新型コロナウイルスに関するコメントも必要かなと思っています。資料2にあります、Ⅱのワーク・ライフ・バランスの中の(3)男性の家庭・地域活動への参画促進の中にも、こういった取組も加味してもいいのかなとちょっと思ったところです。主な意見はそこです。

【佐藤会長】 ほかにございませんか。よろしいですか。

【吉田委員】 はい。結構でございます。

【牧野委員】 私は地元の出身ではないので正直あまり小金井市内のことがよく分からないこともあって、本当に住んでいるだけなので。先ほど皆さんのお話を聞いていて、小学校の近くに住んでいるので、おやじの会のチラシはよく入ってくるんです。うるさくしちゃって「すみません」みたいに、事前に「よろしくお願いします」というようなチラシはマンションのポストに入っているんで、小金井市内のお父さん方はすごくよく頑張っていて、それを1回、2回じゃなくて、ずっと何年も、分かっている限りでも7年目ぐらい続いているんですね。だから、それはすばらしいなと思いました。

あと、今、夫がテレワークで在宅勤務をしていて、どうしても食事の準備など家事が増えてしまいます。夫は在宅で働いているのはわかっているのですが、家にいるので何か手伝ってとつい言いたくなるんですが、工作中だからと言われてしまうとどうしようもないので、今はコロナ渦ですが今後どうなるか分からないんですが、皆さんで仲よくやっていたら、男女共に仲よくやっていたらいいかなと思っています。すいません、答えにな

っていないくて申し訳ないです。

【佐藤会長】 非常によく分かります。確かに3食作るのは大変ですね。私も今、定年後ですから、本当に何か「飯」とか言ってくると、「何？」と思っているので、たまにはサボるんですけど。これから働き方が改革されて、テレワークが普及して、今までは1週間に1回テレワークに行くという、新型コロナウイルス感染拡大の前まで大企業でもそうだったんですが、今は1週間に1回会社に行くという感じになっています。政府の緊急事態宣言が解除されたからテレワークやめという会社もあるみたいですが、まだやっぱり二、三回はテレワークをしているという会社も多くなってきます。私はやはり働き方の改革が、新型コロナウイルス感染拡大防止政策のために一挙に進むんじゃないかなという感じはしています。新型コロナウイルス感染拡大が3年ぐらい続くとすると、これはちょっとどこか、この中には出なくても、新型コロナウイルスのことは入れておいたほうがいいかなという感じはしています。ただ、仲よくやっていくには、どっか食べに行つてとか、それは働きに行っているときもそうしていたわけですから、何か買ってきてとか、外に行つてとか、自分は自分の生活を守ろうとしています。それはやはり男女共同参画や家庭の中の男女平等ということだと思しますので、そういうようなことが今度の計画の中に何か入ってくればいいなと思いました。

【川原委員】 うちももれなく毎日テレワークが続行していて、多分もう、今、ニューノーマルな形でそれをマストにしている会社とかも多いので、定年が早まった感じを、予行練習をしている感じです。自粛中もやはりママ友のグループLINEの中で、収入が減っている御家庭とかで夫がいらいらしていたりという話や、家の中に子どもも夫もいて外出もできないし、3食食事を作って、子供の勉強も見てみたいなが続いてしまい、いらいらしたしたときもありました。家庭の中だけという世界になると、やはりいろんなストレスが各所にかかってくるのかなと。その相談なども多かったのかなとは思いますが、やっぱりニューノーマルな生活に適した中で、余計男女平等じゃなくなってしまふ現実がすごく聞こえてくるので、やはり長期戦になりそうなので、いろいろ考えていけないのかなと思います。

あと、策定の8ページの施策体系の大きい項目のⅢで、「庁内推進体制」と書かれているんですけども、これは実際、庁内の中ですごいイクボス宣言とか、わりとうたっていますが、実情はどうですか。レポートを毎年見ているあんまり変わらない部署とかもいっぱいあるような感覚がしていて、庁内の推進体制というところが、実際どのように強化されて進められているのかというのが。

【事務局（深草）】 毎年、推進状況調査報告書で、こちらの計画の事業の推進状況につ

いて報告させていただいております。働きやすい職場を目指していくということになるかと思うのですが、計画を立て、それを実施し、そして、審議会の委員の皆様にご意見をいただく。そして、その意見をまた庁内のほうに戻し、各事業課のほうでそれぞれどういった形の対応ができるのかというところを検討してもらい、こういったサイクルを回していくこと、それが庁内全体の事業に関して男女共同参画の視点を持って事業を推進していくというようなことが庁内の推進体制と考えております。

確かにイクボス宣言を3年前に行いました。そして、そちらに関しての庁内の状況ですが、育児休業取得率が少しずつ上がってきていたかなと思っています。やはり男性が参画していくことの意味を少しずつ庁内の中で共有してきた結果が数字として現れてきているのではないかなと思っています。何かやればすぐに大きな効果が出るということより、やはり意識を変えていくためのきっかけづくりという意味でのイクボス宣言も意味があったのではと思います。推進体制というものは重要であり、男女共同参画室が中心になって市内に推進していくという取組は今後も続けていきたいと考えております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

では、続けて。

【唐家委員】 新型コロナウイルスでこの話がすごく出たかなと思って、1つ、新聞の記事が見つかったので紹介させていただきたいかなと思います。2020年の6月24日の記事になるんですけども、保育所の休園が続いたということで、それがどういうふうに家庭内のお父さんやお母さんたちの育児の時間に影響したかというのがたまたまあったので読んでみたんですが、実際、1日の育児の時間が5時間以上増えたというお母さんが50%、回答した方が大体、ちょっとすいません、数がすぐ出てこないんですけども、5時間以上増えたというお父さんは30%ということで、全体的に家の中でお母さんがメインで子育てというか、子供と関わる時間がすごく増えたという状況が見えるなど。

あと、家庭内における男女共同参画の推進、資料2の「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」というところで、今もリモートで仕事をされている方が結構多いという現状を認識しているんですが、そうすると、ポストコロナとか、ウィズコロナという視点から行くと、また形式的に話になってくるのですが、これが一番上に上がってきても全然おかしくないかなと感じました。

それから、家の中、家庭にいる時間が増えることで、お父さんに限らず、子どもと2人で家の中においてリモートをしていると結構来るものがあるって、子ども家庭支援センターに電話したりとか、見えないところがすごく怖いかなと思っています。ファミリーサポートなどを使えるという環境にもあったので、いろんな人の手を借りながら今やっているなとい

う状況です。これが例えば中高生であったり、あとは、高齢者の方も同じ状況なのかなと。子供だけじゃなくて、やっぱり弱い立場にいる人が家の中のストレスの投げられる先になるということで、ウィズコロナ、ポストコロナと一緒にやっていくという計画を盛り込むのであれば、こういった相談がもう少ししやすい体制が整ったり周知ができるといいなと。

あとは、特に中高生ってすごく複雑だなと思う時期だと思うんですけども、その中高生の居場所があるといいなと思います。受験ができなかったりですとか、卒業式も、小金井市で卒業式は、すいません、ちょっとあれなんですけど、そういう学校の中の複雑な人間関係とかが不登校などにも影響するのではないかなと感じます。

私立に行っていた子が、新型コロナウイルスで御両親の経済状況が悪化して公立に行ったという話を、他自治体の話ですけども、そういう話も聞いたので、子供たちについてはすごく環境が変化しているなと思っているので、これがどこに入るかというところ、Iの「人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる」の「配偶者等からの暴力の防止」と書いてあるのでIの6、「様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」というところに入っていると思うのですが、「各家庭の状況等に応じた支援」というところに力を入れていかないといけないのかなと思いました。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。これは男女共同参画と、子供とかそういうような福祉をやるところと重なるところがありますよね。だから、そこら辺をうまく分けられるのが必要かなという思いがします。

【倉持委員】 今、女性のPTAの会長が多いという話を聞いて、むしろすばらしいなという気がしたんですけども、ほかの自治体だとPTAの役員は全員女性だけど、会長だけは男性というところが多い中で、会長も女性がなされているというのが、どうして実現できるのかなというのが知りたいところです。

それは限られた人選の中で、例えば家にいる時間が長くて、それだからできるという状況の中で選ばれるということであれば、もう少し改善していかなければいけないところはあるかなと思うんですが、もっと広く、誰でもなれる中でやっていくということを考えれば、もうち少し働いている人でもなりやすいような状況をつくっていくということも必要かなと思いました。もっといろんな自治体を見てみると、PTAの役員は全て女性で、会長だけ男性というところも多い中で、会長も女性がしているという、積極的に参加している人たちの姿を見ると、すばらしいなという気はちょっとしました。

それから、男性の家庭での役割を追加するという点については、ここに載っているのであえて書き込む必要はないのかなと思いましたけれども、今、いろいろ新しい生活様式

について考えていく中で、市でもどうやってその部分を支援していくのかということを考えていかなければいけないということを皆さんおっしゃっていたのかなと思うと、例えば、それが子どもの居場所づくりだとか、あるいは、こうした状況の中で、うまく家庭生活を回している人たちの情報をもう少し共有していただくとか、どうやって市がそのところに支援としてやっていけるかということをもう少し考えてもいいのではないかなと思いました。

それから、基本目標Ⅱについての主要課題の1、2、どっちを先に持ってくるかという話はなかなか悩ましいところで、これは順位づけするからこういう問題ができるのかなと思うと、別にA、Bとかそういうのでも構わないのかなと。人によって、どちらをより推進していきたいかというのは多分立場によっても違ってくるところで、どちらが上とか、どちらが下かという話ではないのかなと言わせると、並列、A、Bとかでも構わないのではないかなという気がします。

ただ、小金井市の状況を考えたときにどうかという、せっかくアンケートもいろいろ取ったりしている中で、1と2を入れ替えたほうがより実情に合っているということであれば、それもあるのかもしれませんが、また、市の様子も変わっていく中で、その度に入れ替えるのもなんなのかなという気もするので、並列でもいいのかなと思いました。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

【永並委員】 すいません、永並です。先ほどの陳情書の件で、性的マイノリティーの関するものを基本的指針の中に明記してくださいというのがありましたよね。参考資料1です。それに私も賛成で、明確にやはり、人権の項目の中で、「男女平等の意識の推進」ということで、こちらは男女という形で書かれているので、もしできれば、もう一つきちんと項目を立てて、3として、性的マイノリティー、表現はどうしたらいいかわからないんですけど、そういった性的な多様性に対応する広報活動であるとか、施策を推進するという項目を1本立てたらどうかなと思ったのですが。

以上です。

【佐藤会長】 それでは、今までのご意見をまとめますと、1つには、Ⅰの1、「人権尊重・男女平等意識の普及・浸透」の中に、3として、性の多様性に関する理解の促進の下に、性的マイノリティーの支援を入れるという、枠を確認することと、

それから、Ⅱの「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」、これは1と2が計画のほうでは逆になっているんですね。だから、それを前のおりに戻すかどうかということ、それから、先ほどの相談体制、夫も子供も家において、今までに経験したことの

ない在宅勤務の状況など、何か問題があったときに電話体制がどうなのか。そして、それをうまく過ごしている人の情報発信、それをどこかに置いたほうがいいんじゃないかということと、それから、あとは何でしたか。

【事務局（深草）】　　あとは基本目標Ⅱの1の（2）と（3）のところですが、介護と男性のところを入れ替える御提案をいただいたと思います。

【佐藤会長】　　そうすると、この4つぐらいでよろしいですか。

まず、Ⅰの人権の1の3のところの性の多様性に対する理解の促進とか、性的マイノリティーの支援とか、それをどちらでも、両方でも入れられたらいいと思うんですけど、それを入れるということに賛成の方、手を挙げていただきたいんですけども。

（賛成者挙手）

【佐藤会長】　　結構多いですね。7名の方が賛成ということで、ちょっと、これ、入れていただいたほうがいいと思うんですが。それが1つ。

それから、もう1つは、「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」というところで、1と2を元に戻すというか、働くことをきっちりすることが大事なんだということと、それから家庭ということも大事なんだということ、1、2じゃなくてA、Bではないかという話もあったんですが、そうすると3、4をどうしていくかということになりますね。

「働く場における男女共同参画の推進」を先にしますか？ 元に戻すということに賛成の方は手を挙げてください。

【永並委員】　　その前に意見いいですか。

私はそういうふうに思ったんですけど、今、皆さんの御意見を伺っていて、テレワーク等によって働き方が変わってきましたよね。そうすると、今まで分かれていたものが、家庭の中に仕事というものが持ち込まれて、家庭の中でいろんな問題が発生してくると考えられるので、逆に変えていいのかなとも考えています。

【佐藤会長】　　元に戻していいのかと。なるほど。

【永並委員】　　というふうに今思いました。

【佐藤会長】　　そうすると、「家庭における男女共同参画の推進」の中に家庭におけるワーク・ライフ・バランスと。

【永並委員】　　そうですね。そういうのを入れるといいかも。

【佐藤会長】　　ワーク・ライフ・バランスというのは家庭と自分の仕事と余暇の3つをどういうふうによくやっていくか、残業を少なくするというのも一つですけども、ということなので、今おっしゃったように家庭とか働く場ということの両方に関わるとこ

ろですよ。

【川原委員】 働く場が家庭ですよ。

【佐藤会長】 働く場合が家庭になっちゃった。

【永並委員】 そこにうまい表現で、項目が入るといいなと。

【佐藤会長】 項目がね。

【永並委員】 入るといいですよ。

【佐藤会長】 働く場におけるこの2つはこのまま生かすとして、「家庭における男女共同参画の推進」の中に何かそういうのが入れればいいなと思います。それから、「男性の家庭・地域活動への参画促進」は、「介護等」と反対にしたほうがいいんじゃないかということもありますけれども。そうすると、1の4番目ぐらいになるんですね。

【永並委員】 4をつくって。

【佐藤会長】 そうすると、これは1、2は変えていただいたものにして、「家庭」の中に、(1) 育児支援の整備等と(2) 男性の介護・地域活動の参画促進ではないか。そして、(3) が介護等への支援体制の整備で、(4) は何にしますか。それこそ、家庭の生活と仕事のバランス？ 家庭における生活と仕事のバランス、男女における生活と仕事のバランスですか。

【事務局(深草)】 ちょっとよろしいでしょうか。今、主要課題のお話と、施策の方向についてということでお話しいただいているんですが、その後、この体系、計画については、第5次の計画を見ていただくと、その後にもた施策をつくり、そして事業と落とし込んでいきます。あまり施策の方向のところを分けてしまうと、この後の事業の内容というのが少なくなってしまうという結果にもつながりかねません。

むしろ、現状を見て、今、実は各担当課のほうに、現在の実施状況について、また、事業自体がこの4年間の計画の実施期間の中で廃止になっていたり、縮小していたりというようなものもあります。ですので、そういったところの現状を踏まえて、その上で、もし、どうしても施策の方向の中を加えなければ、課題としてはなかなか明確にし切れないというような御意見があるようでしたら増やすということも1つの考えの中に入れていただくこともいいのではないかと考えております。

【佐藤会長】 それでしたら、1の(2)と(3)を変えるということで。ちょっとこれは重要だと思います。「男性の家庭・地域活動への参画促進」を持ってきたほうがいいかなという感じがしますが、これについてどうでしょうか。

賛成の方は手を挙げていただけますか。

【佐藤会長】 それでは、(2)を「男性の地域家庭の参画促進」、(3)を「介護等への

支援体制の整備」というふうに書いていただくということに賛成の方は挙手をいただけますか。

【倉持委員】 これは3のほうがより重要課題ということですかね。

【佐藤会長】 そうですね。

(賛成者挙手)

【佐藤会長】 では、Ⅰの人権のところ、性的マイノリティー、あるいは、性の多様性に対する理解というのを入れるということ。それから、Ⅱの1の(2)と(3)を変えるということをお願いしたいと思います。

【事務局(深草)】 あとは、資料2の体系(案)のところ言葉を少し追加したりといったところもありますが、これは「配偶者等」という言葉を入れたり、「様々な」というような言葉を入れたりということについて、こちらに関してはこのままでよろしいでしょうか。

配偶者のところは、基本目標Ⅰの3の(1)です。これまでは「暴力の未然防止の意識づくり」となっておりましたが。

【佐藤会長】 どういったことですか。

【事務局(深草)】 こちらは、やはり配偶者暴力対策基本計画というところがありますので、暴力と書くのではなく、「配偶者等からの」というふうに、DV計画というふうに位置づけていく意味合いもあり、言葉として追加しております。

また、その次の基本目標Ⅰの主要課題6のところの「様々な困難」というふうに、「様々な」という言葉と付け加えました。こちらもいかがでしょうか。

【佐藤会長】 Ⅰの3の(1)はなんですか、今。白紙になっている。

【事務局(深草)】 Ⅰは基本目標Ⅰですね。

【佐藤会長】 それは「様々な」ですけれども、その間の基本目標Ⅰの3のこれは1がないんですよね。

【事務局(深草)】 (1)です。

【佐藤会長】 これは取ったのですか。

【事務局(深草)】 いえ「配偶者等からの」という言葉を加えました。

【佐藤会長】 ですから、Ⅰの3の(1)は配偶者等からの暴力ですか。

【事務局(深草)】 はい。

【佐藤会長】 それと、Ⅰの6の「様々な困難を抱えた女性」、これについていかがでしょうか。これでいいと思う方は手を挙げてください。

(賛成者挙手)

【事務局（深草）】 事務局のほうからお伝えさせていただきたいのですが、先ほどの性の多様性への理解促進といったようなものを、というふうなところを、施策の方向に加えることということで審議会からお話をいただきました。こちらが、パートナーシップ制度を小金井市で10月頃から実施というふうに現在取り組んでおりまして、まだ取組としては始めたばかりの状況です。そして、非常に重要だという認識の下でこの制度を進めております。

この制度の目的というのは、私たちが考えておりますのは、やはり性的少数者の方への理解を進めていくこと、そうしたところを勧めていくためにはどのようなことが必要なかということで取り組んできております。こちら、施策の方向に入れていただくというところで、審議会の皆様のほうは事務性というふうに御理解いただいたと考えております。ですが、まだまだこれから取組まなくてはいけない項目も数多くありますので、そうしますと、実際に計画とした場合に、この後の、先ほど申し上げたように施策、そういった事業となっていたときに、どこまで市として対応できるのかというところは、まだこれからというところもあるので、あまり多くはないのかなと。ほかの自治体などの様子も見ながら検討していくことになっていくかと思えます。そういった市の状況なども踏まえながら、今後の計画の策定のほうを進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。今のことについてですけれども、今年要綱ができるわけですよね。それはもう一歩進んだことになります。だから、それは、これから何年になるかというのをやるんですけれども、少なくとも5年はあると思いますので、その5年の中に何も無いということはないと思います。ですから、施策の方向というものはこれからもっともっと、性的理解、性の多様性、を理解、尊重することが大事になってくるので、それは3に入れておいてもいいと私は思いますけど、皆さん、どのようにお考えですか。

（異議なしとの意見あり）

【佐藤会長】 ほかの方、いかがですか。よろしいですか。

項目としては、施策の方向に入れていただくようお願いいたします。

【事務局（深草）】 少し元に戻るんですが、3つの計画を一体的にとか、あと、計画の年度といったところはいかがでしょう。

【佐藤会長】 計画年度をこれから、3つの計画を一体化するというか、3つの計画をこれでいいかということと、それから、年度をいつまでにするかということをやらなければいけないんですが、年度のことはちょっと今は置いておいて、資料2の基本理念という

か、計画策定のことについては、これでよろしいでしょうか。いいと思う方、手を挙げていただけますか。

(賛成者挙手)

【佐藤会長】 ありがとうございます。そうしますと、今度、計画、R3年度からということになりますが、一体的に策定することを検討する計画期間が、R3年度からR7年度と5年間となっておりますが、これについて何か御意見ありましたらお願いいたします。

ありませんか。年度に関してはこれでよろしいですか。前も5年だから、これでいいかなとは思いますが。

【永並委員】 従来もやっぱり5年？

【佐藤会長】 5年ですね。それでは、5年でよろしい方、手を挙げてください。

【川原委員】 逆にそれよりも短くってできるものなんですか。

【佐藤会長】 それはどうでしょうね。2年ではちょっと短いと思いますけど。

【事務局(深草)】 今回の計画案の諮問ときにも、川原委員いらっしゃったので、御存じかと思うんですけども、この計画策定に当たりまして、2,000人規模の市民意識調査を実施し、報告書にまとめ、そして、計画案策定にというふうに2年かけて策定していくということになります。あまり計画期間が短いと、当然その間の社会の動きなどが十分反映できるのかというような課題もありますし、また、そうした意識調査などをどのように行っていくのかというような計画の策定の仕方自体の問題も出てきますので、あまり短いというところで計画を策定していくというのはいかがかなとは考えております。

今、5次ですけど、第3次の計画が10年といった経過がございます。社会の動きが早く変わってきておりますので、そういった状況も踏まえていきます。前回の計画は4年ということでありましたが、5年ぐらいが通常の計画期間なのかなというふうに考えて御提案させていただいております。

【佐藤会長】 今、本当に転換期だと思うんですね。ですから、これから3年かけて新型コロナウイルスがどうあるかということが非常に重要にはなってくるので、そういう意味では5年というのは確かに長いかもしれませんが。

【川原委員】 こないだのNHKの特番でも、トランスジェンダーの男性とノーマルな女性が結婚して、ゲイの人の精子をもらって赤ちゃんを産んだというレインボーファミリーというのを2週にわたってやっているのを見ていて、やっぱりああいう人たちにとっては本当に一刻を争うというか、一日も早くレインボーな世界が広がってほしいと切実に訴えているんだなど。ちょっと活動とかいろいろ見ているので、5年スパンとか10年スパンという、海外はちょっと違うんでしょうけど、もう少しスピード感を持っていろいろ対

応できていくということ、多分、もう日本の文化だと思うんですけども、もう少しタイムリーにいろいろ進めていけたらいいなどは感じました。

【佐藤会長】　そうですね。ただ、これは基本目標ですので、この後、実際の事業まであと2つあります。その実際の事業のところはいろいろあると思いますので、そこを早くどんどんやってしまうというか、それぞれの年度で動かしていくということは可能ですので、何とかもつかなという感じはします。取りあえず5年というふうにしておいたほうがいいかもしれないと思います。

(賛成の声あり)

【佐藤会長】　では、よろしいですね。では、5年ということで。

【事務局(深草)】　あとは、3つの計画を一体として策定するかどうかという点はいかがでしょうか。

【佐藤会長】　一体化というのはどういった計画となるのでしょうか。

【事務局(深草)】　現在の計画も、それぞれの計画を含んだ男女共同参画の計画がありまして、その中に女性活躍推進計画とDV対策の計画を含んだ計画となっております。

資料2を御覧いただくと分かると思うんですが、まず、DV計画に関しましては、基本目標Ⅰの中の主要課題3、ここの部分をDVに関する計画と位置づけております。そして、女性活躍に関しましては、基本目標Ⅱの主要課題3、「女性の活躍と多様な働き方への支援」、こちらを女性活躍推進計画と位置づけて、男女共同参画の計画の中に内包した形で策定しているというものが第5次の計画となっております。

【佐藤会長】　それが一体化ということですね。今のこれに関して、私はもうこれでいいと思ったんですけど、当然一体化になっていると思っておりました。

一体化ということについて、御意見を、手を挙げてください。

(賛成者挙手)

【佐藤会長】　それでいいということで。ありがとうございます。

それでは、この3つの計画を一体化して、新しい男女共同参画行動計画をつくると。令和3年度から7年度ということをつくっていくということにいたします。

次に、(仮称)第6次男女共同参画行動計画体系案ですが、資料1の9ページを御覧ください。

【事務局(深草)】　こちらはもう今、この中で議論いただいております。

【佐藤会長】　今の審議で、全部終わりましたね。

イ　(仮称)第6次男女共同参画行動計画(骨子案)について

【佐藤会長】 次に、議題イ、(仮称)第6次男女共同参画行動計画(骨子案)、資料4について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局(深草)】 まずはじめに、本日、机上に骨子案、こちらの27ページ、基本理念の考え方について、A4・1枚の紙なんですけれども、修正したものを置かせていただいております。既にお配りした骨子案、こちらのホチキス留めのものに関しましては、基本理念の大枠の部分だけを書いておりますが、もう少し具体的な内容ということで、本日、修正後のものをお配りさせていただいております。

まず、骨子案についてです。現状の段階におきましては、目次を御覧いただくと分かるんですが、第1章、第2章、第3章というところまで御提出しております。今後、具体的な事業内容につきましては第4章として加え、そして、次回以降の審議会に提出することを予定しております。

まず目次を御覧ください。

骨子案の目次の第1章につきましては、計画策定の趣旨や社会の動き、計画の位置づけなどを書いてございます。第2章につきましては、小金井市の現状といたしまして統計資料や、昨年度実施いたしました市民意識調査結果のまとめ、そして、第3章に関しましては、計画の基本的な考え方、基本理念や基本目標となっております。

そして、28ページ以降につきましては、先ほども説明させていただきましたが、第4章というところで、現在、事業担当課で現状の課題や今後の事業展開などについて調査している状況がございますので、次回以降に提出させていただきたいと思っております。

次に、現在、第5次の計画の体系について簡単に御説明いたしますと、基本理念がありまして基本目標が3つ、そして、主要課題を13項目設け、施策の方向性を23項目とし、そして、施策34、事業数としては109の体系で、現在の事業ということで計画を策定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【佐藤会長】 これは改めて議論をするというのは次回でよろしいですか。

【事務局(深草)】 基本理念と基本目標については、いかがでしょうか。先ほどの資料2の体系案の中で、御意見を特にいただいておりますが、この形で進めていくという方向で御確認いただければと思います。

【佐藤会長】 では、基本理念を読み上げます。

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして。

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝

いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとしてさまざまな取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。

少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組や、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していく必要があります。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

以上です。

事前打ち合わせの時に、基本理念の考え方があまりに短くてよく分からないと申し上げていたところ、このように非常に細かい、詳しい基本理念が出てきたんですが、基本理念はもちろん人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現を目指してということです。それに対しての説明で何か問題がございますでしょうか。

今、声に出して読んでみて少し変更したほうが良いとおもったのですが、3つ目の段落、最後の4行目のところ、「地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児への参画を促す取組や、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは」と、これがちょっと。

【事務局（深草）】 ちよつとここは言葉を直します。

【佐藤会長】 男性の家事・育児等への参画を促す取組や、長時間労働改善や育児介護休業制度への理解を進めていくことが大切です。これらは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の、というほうが良いと思うんですけども。

【事務局（深草）】 こちらは訂正したものをまた次回のときにでも提出させていただきます。考え方や方向性などについてはいかがでしょうか。

【永並委員】 表現なんですけど、下から7行のところ、「男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります」となっているんですけど、「欠かせないものです」のほうがよくないですか。

【佐藤会長】 ありがとうございます。「欠かせないものです」と。

【永並委員】 言い切ったほうが、はっきりしたほうがいいんじゃないかと思えますけど。

【佐藤会長】 ほかにございますか。

【事務局（深草）】 語尾の部分は、これで「です」にしますと、その前との語尾が重なってしまうので、そこは調整させていただきたいと思います。

【佐藤会長】 これでよろしければ、次に改訂されたものを出していただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、次を出してください。基本目標は、第3回審議会内容を踏まえて記述ということで、これも次には収まってくるわけですね。

【事務局（深草）】 はい。

【佐藤会長】 基本目標Ⅲで、男女共同参画を積極的に推進するということはどういうふうにお考えになりますか。これは議論がなかったんですけども。どなたか、庁内の推進体制について意見はありますか。

これは確かに、職員の意識調査を見ますと、男女共同参画という言葉を知っている人は3割しかいないんですよ。

【川原委員】 衝撃でした。

【佐藤会長】 あれには衝撃でしたね。せめて5割ぐらいいたらいいなと思ったんですけど、市民と同じじゃないかと思ってしまいました。

【事務局（深草）】 こちらに関しましては、庁内の推進体制というところもあるかとは思いますが、社会状況などの変化や、また、行政や地域で取り組んでいくような課題というところで書かせていただくことになるかと思えます。まだ文面をどのようにしていくかというのはこれからなんですけれども、全体的な政策、施策といったような、もう少し大きい部分での書き方になっていくと思います。

【佐藤会長】　　そうですね。この頃、市報でも男女共同参画、男女共同参画と、非常にいろいろ掲載されていて、職員の皆さんも目にすることが多いと思いますので。市報にそういうところが毎掲載するというのはいいことだと思いますね。やっぱり、市民の皆さんにも男女共同参画の言葉をふっと見られても、どこかしら記憶には残っているかと思いますので。

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。

ウ 市民懇談会・パブリックコメントについて

【佐藤会長】　　では、次でございます。市民懇談会・パブリックコメント3を出してください。市民懇談会について、資料3について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】　　資料3に関しましては、前回、5月のときにもお配りしているものなのですが、デメリットの部分を若干直して提出させていただいております。

今回、開催時期につきましては、1番、2番、3番という3つのパターンを考えております。こちらは市民懇談会の開催時期によりまして、1番の場合は課題の洗い出し。そして2番に関しましては素案に関して。3番に関しましては計画案についてお話をいただく。そういったことが中心な懇談会というふうな位置づけになります。時期に関しましては資料を御覧いただくようお願いいたします。

また、こちらですが、パブリックコメントの結果なども反映させて、そして、計画案のほうに、どのように取り組んでいくかということは、今後、審議会での御意見なり御審議をいただくこととなります。

次に、パブリックコメントに関しましては、こうした現在の状況ですと12月から1月の間の実施を予定しております。こちらは約1か月間、そして、実施内容に関しましてはホームページで公表ということも予定しております。そして、審議会にも御報告をさせていただき、御意見、御議論をいただくということになっております。

こちらの資料3につきましては以上です。

【佐藤会長】　　市民懇談会を決めなきゃいけないんですが、どうでしょうか。これについて御意見をお願いします。8月は今からだと無理だと思うんですね。ですから、12月でもあまり直せない、変更は難しいと書いてありますので、2番のパブコメの少し前、10月か11月だと思いますけれども、いかがでしょうか。

【川原委員】　　これはメールとかでも受け付けるものなんでしょうか。

【事務局（深草）】　　市民懇談会についてですか。

【川原委員】　　パブリックコメント自体はメールでも可能ですか。

【事務局（深草）】 パブリックコメントはメールでも回答を受け付けられるので、こちらも予定しております。

【佐藤会長】 市民懇談会を行う場所も市役所の近くなので、4年前と比べると参加者にとってもわかりやすい場所ですね。

市民懇談会については、御出席いただける方は全員御出席いただきたいと思うんですけども、いずれにしても、市民の方の意見を伺うということですので、会長・副会長は出席します。

【川原委員】 やっぱり、この新型コロナウイルスになって、こういうミーティングが全部オンラインになっていたりするじゃないですか。そういった計画は、市は特にないですか。それこそオンラインやz o o mで懇談会を。

【事務局（深草）】 今の状況ではちょっと難しいです。

【川原委員】 解禁されたといっても。

【事務局（深草）】 あまり詳しくなくて申し訳ないんですけども、オンラインで実施しているというのはまだ聞いておりませんので、この時期にそういったところが進められている状況があればなんですけど、準備もありますので、今の段階ではすみません。

【川原委員】 ないんだろうなと思ってますけど。

【事務局（深草）】 よく分からない中で進めるのは、担当としても戸惑う状況です。

【川原委員】 今、学校も1人1台を推進しているんですけど、市とかでももう少しオンラインを活用していったら、いろいろな面で。

【吉田委員】 あとは、そのほうがうれしいんですよね。というのは、前回、4年前ですか、やっておられましたよね。そのとき、たしか数人だとお聞きしたことがあるんですけど、逆に言えば、参加者が多くて密になれば行ってもうれしくないの。いかに人を集めるかというのは大きな問題じゃないかなと思いますので。

【川原委員】 会場に足を運ぶのは大変だけど、オンラインなら参加しようかなと思う人って、私も含め、結構多いので、これからはそういう時代になっていくのかなと。

【石田委員】 実際、実施可能なのかなと、そういう危惧も感じるんですけども。

【事務局（深草）】 すみません、開催方法については、内部で話をしてみないとわからないことも多く、会場のこともあると思いますし、知識がない中でこれ以上お答えするのが難しいので。開催時期を決めていただければと思います。

【川原委員】 担当にも伝えていただいて、市ももうちょっと進めてほしいと思います。

【佐藤会長】 こういう市民懇談会で説明することが必要だと思うんですよ。誰が説明するにしてもね。その説明を聞いた上でどういう意見があるかということが聞きたいので、

実際にこの骨子案というか、案をざっと読んで、ちょっとどれぐらい分かるかなという感じはします。ですから、骨子案をその会場で配るんですけども、やっぱりいきなり意見を聞くのもどうかと思いますが。

【川原委員】 何かもう少し図式化するとか、字がびっしりだと読む気がしない部分もあって。

【佐藤会長】 資料を作るときに、どういう資料を作るかというのをちょっと皆さんに御相談してみたいのですが。

【川原委員】 市のホームページに事前に読めるようなものを掲載しておくとか、もう少し入り口が入りやすいと、意見も集まりやすいのかなと思います。

【佐藤委員】 それでなければ、いきなりパブコメにしてしまってもいいような気が個人的にはするんですね。両方やるのはどうかなという感じで。

【石田委員】 インターネットでこれを見られるような状況にしておいて。

【佐藤会長】 それもまたあまり見ないですね。

【川原委員】 字だらけだとあれなので、今回、教育長の1人1台のこれからの学校のプリントみたいなのを1枚に分かりやすく、パワーポイントで作っていたのかな。また、ぱっと見て分かりやすいような資料で。

【石田委員】 3次教育推進計画にA3の裏表で、この骨子、このくらいのこれを全部要約したのがあって、それがとても骨子とか何かが伝わって分かりやすかったの、それを小金井市全戸に配れませんかと提案したことがあるんですが、費用がかかり過ぎるから難しいと言われたんです。でも、A3の裏表くらいにまとめると見やすいと思います。

【川原委員】 多分、項目だけでもイメージが付きやすい。

【石田委員】 はい。項目だけとか、要点とか。これ全部をその日の会場で配られて、これに対して意見をといっても、私は何も言えないんじゃないかと思います。

【佐藤会長】 今年は市民懇談会をやるというふうに計画を市のほうでしていますので、いずれにしても、パブコメの前にやるとしても、資料の作り方をどういうふうにするか。それをちょっと話し合ったほうがいいかなという感じはしました。それは8月、9月で話し合えばいいという感じにはなりますので、取りあえず、今日は時間もありませんから、パブコメの少し前の②に、10月と11月に市民懇談会を開くということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(深草)】 すみません。前回のときにもお話が出たかと思うんですが、市民懇談会の広報の仕方なんですが、ポスターを委員のどなたか作っていただいたか、こんな

ポスターでという案をいただけると非常にありがたいです。なかなか私たちが作っても同じようなものになってしまって、こういったデザインとか何か、そういったものを委員のほうでご提案いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【唐家委員】　　じゃあ、一緒にどなたかと考えて、ざくっとしたどこでも使えるテンプレートがあれば、私はワードとPDFしか使えないんですけども、要素だけいただけると、そこにはめ込んでということはできなくもないかなと思います。

【事務局（深草）】　　では、唐家委員と御相談させていただいて、ポスターもできればと思っています。ありがとうございます。

【佐藤会長】　　では、唐家委員よろしくをお願いします。

では、市民懇談会は②で、10月か11月か、私は11月がいいと思いますが。

【事務局（深草）】　　また時期につきましては、会場の都合がありますので、今ですと11月になってしまうと思うので、休日を予定したいと思います。またお知らせいたします。

【佐藤会長】　　それでは、②ということによろしいですね。

(3) 第5次男女共同参画行動計画推進状況調査結果（令和元年度実績）について

【佐藤会長】　　それでは、次ですが、第5次男女共同参画行動計画推進状況調査結果についてです。事務局より簡単に説明をお願いいたします。

【事務局（深草）】　　こちらはA3のものを郵便でお送りさせていただきました。こちらは小金井市男女平等基本条例第11条に基づきまして、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について、行動計画に基づき年次報告書を毎年作成し、公表しているものです。

表の見方に関しましては、こちらは基本目標、A3のものを開いていただきますと、左側から基本目標、そして担当課の欄までは第5次の、現在の計画に沿った内容のまま記載しております。そして、それ以降の実施した内容以降の右側の部分、こちらは各区事業課のほうで記載し、そして、自己評価など、効果のあった視点というふうなことで記載しております。

そして、今回の評価ですが、令和元年度の2月、3月というところが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がありまして、結果としては、実施回数や参加者数が減っているものがございます。事業担当課のほうに状況を確認はしましたが、やはり実施に向けてぎりぎりまで何とか実施できないかということで調整し、準備も進めていきましたが、やはり実施に至らなかったという状況があります。そして、取組は続けていくという前向きな考え方もございます。そうしたところを考え、事務局といたしましては、今回の報告書には、

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関しましては、実施回数や参加人数が減ってしまったとしても、やはり縮小ではなく前年度同様ということで評価として報告をさせていただいております。

また、令和2年度につきましては、こういった新型コロナウイルス感染拡大の影響について審議会の皆様から御意見などもいただきたいと考えております。今回の令和元年度については、そういったことで記載しておりますこと、事前に御報告させていただきます。

今回、新たに調査票1別紙というものをつけさせていただいております。こちらについては事務局の担当から報告をいたします。

【事務局（渡邊）】 事務局の渡邊です。調査票1別紙の配布・配架等一覧表についてなんですけれども、こちらは今年度から新たに作成した表になります。昨年度の審議会において、審議会の委員からチラシやパンフレットなどの啓発物の配布・配架のみや、市報・市ホームページでの周知・啓発のみの事業については評価することが難しいということで、調査票1の調査票ではなく、この別紙のほうでまとめさせていただきました。

調査票1のほうには、斜線が引いてある事業について、こちらの配布・配架等一覧表に掲載しております。

以上になります。

【事務局（深草）】 次に、質問、意見シートを簡単に御説明させていただきます。こちらに関しましては、書き方は裏面と添付資料に記載させていただいております。こちらに沿った形で御記入いただきまして、そして、提出期限を設けさせていただきたいと思えます。本日お持ちいただいた方に関しましては事務局でお預かりいたしますし、期限といたしましては7月24日までに事務局にお送りいただければと思います。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。初めての方はこれを御覧になって、何だこれとお思いになった方もあるかと思えますけれども、実は3年ぐらい前、評価のところ、それまでいろいろな体系に基づいて男女共同参画に係る事業を各課から出していただきました。そこには、効果があったと思われる男女共同参画の視点ということしかなかったんですが、自己評価というのを入れていただくということと、それから、そのうちの2か所の事業担当課と状況についてヒアリング実施しております。

これはどういうことかという、1年間行った事業を振り返ってみて、自己評価についてはどのように評価したかとか、前年度同様かとか、そういうふうな表示を書きまして、そして、なぜそういう自己評価を行ったのかということと、今後に対する課題というものを書いていただいております。

左側のページに実施した内容がございいますが、細かく書いてあるところもあれば、全然よく分からないというところもあります。2年間続けて、もう少し細かく、もう少し細かくということになって、自己評価もだんだん分かっていらしたようで、今年、結構いいふうに書いているのではないかと、一目見た感じでは思います。

それを御覧になったあと、これは、A4サイズで2枚で項目が30ぐらいありますけれども、109のうち30がパンフレットなりチラシを配ったり、置いておいているのみということになります。ですから、実際に行った事業は70から80ぐらいということになりますので、これで随分、手間が非常に減ったなという感じはいたします。

この両方を御覧になった上で、質問があったり意見があったりしたら、まず基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、そして主要課題1、2、3などを資料のうちから選んで、施策の方向についても全部丸を付けていただいて、その次のナンバーと担当課がありますので必要な項目を書いていただいて、そして、この事業に対しても御意見や、ここはちょっと分からないとか、ここがもう少し進めてほしいといった御質問やご意見をいただきたいと思います。

そうしますと、7月24日に受け付けた質問を事務局のほうでおまとめいただいて、各課にそれが流されます。ですから、8月の審議会で回答はちょっと無理かもしれませんね。

【事務局（深草）】 そうですね。間に合うかどうか、ぎりぎりかなというところがあります。

【佐藤会長】 9月にこの答えが来ると思います。それから、意見交換は今年ではできかねるかなという感じがしています。新型コロナウイルスの影響がありますから。それで中止をさせていただきたいなと思っておりますが、これは結構重要ですので、皆さん、よく御覧になってください。去年よりはすごく見やすいです。30もの施策がこちらのパンフレットに来ましたので、よく見られると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。24日ですので、いろいろなところを見て、質問や意見のある番号を選んでください。もし必要でしたら、これは1枚しかありませんけれども用紙をコピーして、何枚でも御質問のある枚数だけ24日までに事務局へ送ってください。よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

(4) 小金井市パートナーシップ宣誓制度（案）について

【佐藤会長】 それでは次、小金井パートナーシップ宣誓制度について、参考資料2、事務局より説明をお願いします。

【事務局（深草）】 こちらの会の最初のほうに御説明させていただいておりますが、現在、パブリックコメントを、来週の15日までということで実施しております。こちらに

関しましても、前回第2回の資料として皆様に事前にお送りさせていただきました、委員からいただいた御意見なども幾つかございました。そして、そうした御意見なども参考にしながら取り入れた形での要綱ということで考えております。

いただいた御意見に関しまして、簡単に御説明させていただいています。まず、こちらの宣誓ができる予定者の範囲についてでございますが、同居を要件と考えておりましたが、確かにそういったことに対して賛成していただける方もいらっしゃいましたが、一方で、より広い要件でという御意見もいただきました。そうした中で、どちらかお一人が市内在住であれば、そして、今後同居を予定している場合に関しましては、予定者という扱いではなく、宣誓制度を御利用いただけるということにいたしました。

そして、お二方が市外に在住されていて、今後、市内にお住まいになって一緒に暮らされるという予定である場合に関しましては、予定者ということでこの制度の一部にはなりませんけれども、御利用いただけるという制度に変更しております。

また、今回パブリックコメントをいただいております。こちらの内容に関しましては、8月の審議会で報告を予定しております。また、その際には御意見をいただければと思います。

こちらに関しましては以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。そうしますと、変わったところは片方が市内在住と。

【事務局（深草）】 はい。市内在住であれば制度として御利用いただけるものになります。

【佐藤会長】 結構意見は集まっているんですか。

【事務局（深草）】 若干、来ております。あと1週間ありますので、もし御存じの方や御知り合いの方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけいただければと思います。

先ほどの、お二人とも市外にお住まいの場合は、制度として、予定者ということで御利用いただけますので、そういった方が利用できない制度ということには現在なっておりません。

【佐藤会長】 1枚のほうを見ていただきますと、重要なのは、9番その他なんです。実は、何が重要か。ここに、1、本制度は婚姻とは異なり法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、法的な効力も有しません。これはどういうことかというところ、夫婦となった場合には民法上の契約上の義務がいろいろありますね。扶養とか、いろんなことが決められていますけれども、そういうような権利や義務は一切ない。単にパートナーということをお認めるというだけなんです。ですから、相続とか子どもを養子に

するというときには、これは効力がないんですね。ですから、それを効力が出せるものにするためには、また新たに公正証書を作らなければいけないということになるんですね。

私、こういうような効力が欲しいときは公正証書をと、本当は本文の中に付け加えてほしかったんです。それはなぜかという、パートナーシップ制度を結ぶと何でもできると思われてしまうからです。でも、実は違うんです。だから、そののところも皆様、よく知っておいていただきたいなと思います。

多分、いろいろな説明書なんかを各自治体でいろいろ作っておりますけれども、そのところでも、例えば中野区だとQ&Aでこういうことが書いてあるんですね。ここでは何が取れますかとか、何ができますか、何ができませんかという様に、それはきっちり書いておいてほしいと思います。

法律の一番いけないところは、こういうはみ出た部分については全然言及しないんです。でも、それではいけないと思うんです。それでは、私たちは何か思い違いをしてしまうことがあるなと思います。このところ、その他の1というものが非常に重要なことなので、お友達にそういう方がいらしたら、そういうことも含めて御説明いただきたいなと思っております。

パートナーシップというのは、単に夫婦であると。つまり、民法上の夫婦ではなくて、パートナーシップなんですね。だから、そこら辺のところは国が民法を変えてくればいいのですが、そういうことにはなかなかならないので、地方自治体が責任を負うと。本当は国が最初にこういうことをやってほしいなという感じはします。そうすると、民法を変えて、全部、そういうふうに権利を保証するということになると思いますので、これはまだ半分ですね。

【永並委員】 ちょっとよろしいですか。私、あまり詳しく分からない、公正証書を現状で作れば、いろんなことができるというふうに考えていいわけですか。

【佐藤会長】 そうですね。約5万円程度費用がかかることがあるようです。

【石田委員】 でも、簡単ですよ。公証人役場に行って、自分のいろいろやって、それで別々にもう一回行ってやれば。私も取りましたので。

【永並委員】 この要綱でそういう意識を、皆さんの意識を変えていく第一歩としてこれをしていっちゃると思うんですけれども、やはり、実際にパートナーの方にしてみれば、具体的に実効的なものができるのか、それによって自分たちがどれだけ生きやすくなるか、その辺が問題になっていくので、やはりそういう、方向性として公正証書のことなどをもし盛り込めるなら、すごく立派なものができるなと思いますがいかがでしょうか。

【佐藤会長】 私もそう思います。何回も申し上げますけど、議会で採択されているこ

ともあるし、いろいろ問題があったりしてそこまではできない状況では推せないなど。もちろんいろいろな考えの方もいるんです。すごく大きな一歩だとは思いますが。

【永並委員】 それで考えているということですね。

【佐藤会長】 そうですね。

【永並委員】 分かりました。

【唐家委員】 ほかに自治体の事例が見られたらいいなと思います。個人的に見ていたら、中野区もQ&Aということがあったと思うんですけど、港区だと公正証書、みなとマリナー制度というのがあっていたので、すごく契約のほうに近い、守られる、どちらかが契約を守らなかったら守られるという、すごく結婚制度に近いものなんですけど、そもそも小金井市パートナーシップの、これはいろんな立場というのがあるんですけど、どちらかという、海外で言うシビルユニオンだったり、私とあなたはパートナーでありますということを1枚証明するというところに近いのかなと思いました。

公正証書というふうになると、また違う要素が入ってくると思うんですけど、例えばPDFをパソコンに上げるとか、市から情報提供するというのを今お話しされていたかなと思うんですが、そうすると、違うものになる。

【佐藤会長】 違うものというのは、どういうもの。

【唐家委員】 パートナーシップ制度というのが生きづらさをなくしていくものという立てつけ。

【石田委員】 結婚とは違う。

【唐家委員】 そうですね。結婚後は違う。結婚はすごく契約的なところとか、法律で守られるかどうかということが一つ、線としてあるのかなと思います。両方、どちらにも寄れるようなものにしていくということ。

【佐藤会長】 私個人の見解ですけど、結婚という形にしていきたいなと思うんですね。なぜかという、みんな平等だから。男と女ばかりではないからです。だから、男であれ女であれ、女同士であれ男同士であれ、その反対同士であれ、結婚したいと思ったら、それは全て権利、義務をつけるべきだということだと思います。しかし、このパートナーシップ制度はそこまでは行っていないので、パートナーシップというのは単なるパートナーシップだなと。そういう理解で今のところはいいのではないかと思います。

ただ、問題はこれからです。何人ぐらいの人が申し出てくるのかというのはありますけれどもね。でも、これも始まったばかりですから大きな一歩だと思います。御意見については、パートナーシップ宣誓制度の検討の参考とさせていただきます。

以上、本日の議題は終了いたしますが、委員の皆様からほかに何かございますか。

事務局のほうから何かございますか。

【事務局（深草）】 特にはございません。

【佐藤会長】 分かりました。それでは、以上をもって本日の審議会の会議を終了いたします。資料6についての意見シートは7月24日までです。事務局へメールなどで提出をしてください。

お疲れさまでした。

— 了 —